

## 郵送による不動産鑑定業変更登録申請のご案内

### 【郵送による受付が可能な変更登録申請書】

- ① 商号又は名称の変更
- ② 法人の役員就任・退任
- ③ 専任の不動産鑑定士の就任・退任
- ④ 事務所の移転
- ⑤ 事務所の新設

### 【提出する書類等について】

- ① 各変更内容に応じた変更登録申請書等提出書類一式（正本・副本各1部）
  - ※ 副本は、受付印を押印し、申請者の方の控えとして返却させていただきます。
  - ※ 詳細は当課ホームページをご確認ください。  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/kanteigyou/kanteigyou2.html>
- ② 返信用封筒（郵便基本料金＋簡易書留料金分の切手を貼付したもの）
  - ※ 返信用封筒は、変更登録申請書副本及び変更登録完了通知を返送させていただくのに使用いたします。
  - ※ 返信用封筒には、返送先の住所・宛名を記入の上、副本返送にかかる郵便基本料に簡易書留料金分の切手を貼付してください。定型又は定型外郵便物の基本料金及び簡易書留料金は、最寄りの郵便局又はこちらで確認してください。  
<https://www.post.japanpost.jp/send/fee/kokunai/index.html>
- ③ 代理人委任状（代理人による提出の場合に必要です。）

### 【提出にあたっての注意事項】

- ① 郵送による申請は、必ず簡易書留でお送りください。
- ② 代理人による申請の場合は、変更登録申請書の表紙に、代理人の氏名・電話番号（平日の昼間に連絡可能なもの。）を必ず記載してください。

## 【変更登録申請書の提出先】

### <簡易書留による郵送>

郵便番号 559-8555

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎2F

あて先 大阪府 建築振興課 宅建業免許申請受付窓口 あて

※ 郵送につきましては、必ず簡易書留でお送りください。

※ 簡易書留封筒の表の余白に「不動産鑑定業変更登録申請書 在中」と記入してください。

## 【受付後の処理】

郵送による変更登録申請書の受付後は、提出書類のチェックを行った上で、申請書副本及び変更登録完了通知を返送します。

変更登録完了通知が届きましたら、申請書の副本とともに保管してください。

## 【不備もしくは不足がある場合】

提出書類や切手代に不備もしくは不足がある場合は、申請者又は代理人に連絡します。不足事項等が解消された後、申請書副本及び変更登録完了通知を返送します。

## 【変更登録申請書の郵送等に関するお問い合わせ先】

大阪府 建築振興課 宅建業免許グループ

電話番号 代表：06-6941-0351

内線：3077・3078